

## 慰労金支給基準

この基準は、退職手当支給規程第8条に規定する役員の慰労金の支給について定める。役員が退任したときは、次により慰労金を支給する。

### 1 常勤役員（常任監事を含む。）

退任時報酬月額 × 在任年数 = 慰労金支給額（10万円未満は切り捨てる。）

在任年数に1年に満たない端数がある場合は月割りとし、1月に満たない日数は切り捨てる。

### 2 非常勤役員

報酬額 × 在任年数 = 慰労金支給額（1万円単位に切り上げる。）

報酬額 会長 7万円

理事、監事 2万円

ただし、在任年数が3年を超える場合は、超える年数についてはその2分の1とする。

在任年数が1年に満たない場合は、1年に切り上げる。